

記載上の注意 必ずお読みください。

推薦書は全て楷書体で正確に記入してください。
推薦書の記入にあたっては、次の点に注意してください。

【様式】

申請書様式を改訂いたしました。各推薦区分の新様式に記載の上、ご提出ください。
なお、今年度より推薦者の押印を不要としております。

表彰区分	様式
民生委員・児童委員	様式第1号
社会福祉協議会・社会福祉施設・社会福祉団体役職員	様式第2号※
自立更生者	様式第3号
里親	様式第4号
個人ボランティア	様式第5号
ボランティア団体	様式第6号
心配ごと相談員・コーディネーター・ホームヘルパー	様式第7号※
社会福祉協議会・社会福祉施設・社会福祉団体	様式第8号
感謝	様式第9号

※様式第2号・第7号については、申請書内「表彰区分」該当区分にチェックをお願いします。

【記載項目】

推薦順位	各表彰区分に枠数はございませんが、受賞者名簿への掲載順の参考とさせていただきますため、 <u>表彰区分ごと</u> に順位をつけてください。
氏名・団体名	・ご記入いただいた氏名・団体名をもとに、名簿・表彰状を作成いたしますので、正確にご記入ください。 ・旧字等の常用漢字以外の漢字を使用する場合は、特にはっきりと分かりやすくご記入ください。 ・過去の受賞歴の確認のため、旧姓も併せてご記入ください。
年齢	令和6年4月1日(民生委員・児童委員は令和6年11月30日時点)を基準日として記載ください。
住所	・ <u>個人の場合は、自宅の住所</u> を記載してください。 ・ボランティア団体の場合は、代表者の住所を記載してください。 ※大会案内状等の発送先となります。

経歴 養育歴 ボランティア活動概要	<ul style="list-style-type: none"> ・通算期間は、令和6年4月1日時点（民生委員・児童委員は令和6年11月30日時点）で算出してください。なお、1ヶ月未満は切り捨ててください。 ・現職の経歴については、退任（職）・受託終了年月日欄に便宜上「令和6年3月31日」と記載のうえ、下段に「現在に至る」と記載ください。 ・役職員の役職名は、役員は役職名（理事・評議員等）、職員は職名（保育士、看護師、事務等）を記載ください。 ・推薦書様式に書ききれない場合は、別紙を添付してください。 ・非常勤職員の場合は、「推薦書記載にあたっての Q&A」Q12 を参考に常勤換算をし、換算期間を推薦書に記載ください。常勤換算にあたっては、「非常勤職員の在職期間認定シート」もご活用ください。
功績概要	推薦の根拠となる功績を記載してください。
表彰歴	社会福祉事業関係の功労者として表彰されたもののみ記載してください。
確認事項	叙勲、厚生労働大臣表彰等を受章していないことを確認し、□（チェックボックス）に <input checked="" type="checkbox"/> チェックをしてください。

推薦書記載にあたっての Q&A 質問の多い事項をまとめましたので参考にしてください。

【共通】

問1 過去に県社協会長より表彰を受けているが、今回、表彰区分が異なる場合は、表彰の対象となるか。

（答）表彰区分が異なる場合には対象となります。ただし、表彰区分が異なる場合であっても、県知事表彰を受けている場合には対象とはなりません。

問2 同じ年度に複数区分で推薦をすることは可能か。

（答）差し支えありません。ただし、同じ年度に県社協会長表彰と県知事表彰を推薦いただくことはできません。また、社会福祉協議会・社会福祉施設・社会福祉団体役職員については、役員または職員いずれか一方となります。

問3 基準日において在職していない者は表彰の対象とならないのか。

（答）各区分とも、推薦年度の4月1日現在、該当する表彰区分の職種において現職であり、その後も継続してその職種に従事している者を対象としています。そのため、その前日（3月31日）をもって退職している場合には表彰の対象となりません。

基準日以降に退職または死亡した場合には、表彰の対象となります。

問4 在職期間の算定にあたり、産休・育休機関については在職期間に含めてよいか。

（答）私的事由による休職を除き、産前・産後休暇、育児休業、就業規則で認められた部分休業や介護休暇等については、在職期間に含めて差し支えありません。

問5 県外在住の者は表彰の対象にならないのか。

(答)職場が県内であれば対象となります。反対に、職場が県外の場合は、同一法人内の異動であっても在職期間に含めることはできません。なお、感謝の対象者については、居住地・所在地等を問いません。

【社会福祉協議会・社会福祉施設・社会福祉団体の役職員】

問6 いろいろな施設があるが、どの施設が対象となるのか。

(答)社会福祉施設の対象要件は、以下のとおりです。

- ・社会福祉法人が経営する福祉施設
- ・社会福祉法人以外が経営する福祉施設の場合は、「別表：社会福祉施設一覧」に示す社会福祉施設

問7 介護老人保健施設は対象とならないのか。

(答)「別表：社会福祉施設一覧」に記載のとおり、第二種社会福祉事業たる介護老人保健施設(生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業無料・低額介護老人保健施設)は対象となります。

※令和6年4月確認時現在 県内17施設

問8 役員とはどの役職が含まれるのか。

(答)「理事・評議員・監事」を対象としますが、それ以外の名称(幹事、会計等)でも、その機能が理事等と同等である場合は対象とします。但し、その場合はその旨を推薦書に明記してください。役員の確認のため、定款等を提出いただく場合もございますのでご了承ください。また、社会福祉法人以外の社会福祉団体役員については、県域団体のみを対象としております。

問9 社会福祉施設職員であれば、全職種とも対象となるのか。

(答)職種(保育士、看護師、事務員等)は問いません。

問10 在職年数の要件に関して、複数の社協または施設での在職期間を通算可能か。

(答)可能です。社会福祉施設については経営主体にかかわらず、法人が異なる施設、公私の施設、いずれについても期間通算は可能です。

また、社協と民間社会福祉団体間については、合併や事業移管による場合に限り、期間通算が可能となります。

問11 幼保連携型認定こども園は、対象施設となるか。

(答)対象となります。ただし、在職期間の算定にあたって、幼稚園が認定こども園に移行した場合は、幼稚園における在職期間の通算はできません。

問 12 非常勤職員(週3日勤務等)の場合、どのように在職期間を算出するのか。

(答)次のとおり算定してください。1日の勤務時間は在職期間の算定に影響しません。
常勤換算にあたっては、「非常勤職員の在職期間認定シート」もご活用ください。

$$\text{在職期間} \times \frac{\text{当該職員の1月又は1週間の勤務日数}}{\text{常勤職員の1月又は1週間の勤務日数}}$$

問 13 定年退職後も再雇用や嘱託職員等として引き続き勤務している者は推薦対象となるか。

(答)対象となります。ただし、非常勤職員については、問 11 のとおり在職期間を算出ください。

【ボランティア】

問 14 ボランティアの推薦対象要件はあるのか。

(答)活動期間5年以上の個人や団体で、活動頻度は月1回(年12回)以上の場合に対象としております。月1回未満の活動の場合は、月1回活動をした場合と同等回数の活動を行った場合に対象となります。但し、月1回以上活動をしている場合も、活動期間5年以上となった場合に対象となりますので、ご注意ください。

例)月1回活動している場合 年12回×5年=60回

2月に1回活動している場合 年6回×10年=60回

問 15 個人ボランティアとボランティア団体はどのように区別するのか。

(答)個人ボランティアは、ボランティア団体に属さず個人で活動している者またはボランティア団体に属しているが、団体の活動とは別に個人で活動している者を対象としています。

問 16 ボランティアの活動内容はどのようなものがあるか。

(答)一例として、社会福祉施設で行う活動、児童生徒の登下校の見守り、地域での清掃活動・花壇等の手入れ等がございます。但し、受託事業は対象としておりません。また、有償ボランティアは原則対象としておりませんが、個別にご相談ください。

問 17 ボランティア活動をしている本人が自己推薦をすることは可能か。

(答)本会顕彰規程第6条において、推薦者は市町村社会福祉協議会会長、県域社会福祉団体長、その他、本会会長が必要と認めた者としております。ボランティア活動団体(者)の推薦にあたりましては、その活動内容を把握している市町村社会福祉協議会または県域社会福祉団体、施設長等からの推薦をお願いいたします。

《別表》

令和6年度 茨城県社会福祉協議会会長表彰 社会福祉施設一覧

<p>保護施設 救護施設 更生施設 その他保護施設 医療保護施設 授産施設 宿所提供施設</p>	<p>児童福祉施設 助産施設 乳児院 母子生活支援施設 保育所 認定こども園 児童養護施設 児童心理治療施設 児童自立支援施設 障害児入所施設 児童厚生施設 その他児童福祉施設 児童発達支援センター 児童家庭支援センター</p>
<p>老人福祉施設 養護老人ホーム(一般・盲) 特別養護老人ホーム 軽費老人ホーム (A型、B型、ケアハウス、都市型) 老人デイサービスセンター 通所介護(デイサービス) 老人短期入所施設 短期入所生活介護(ショートステイ) 老人福祉センター 老人介護支援センター</p>	<p>母子・父子福祉施設 母子・父子福祉センター 母子・父子休養ホーム その他の社会福祉施設等 授産施設 宿所提供施設 無料定額診療施設 第2種社会福祉事業たる介護老人保健施設 隣保館 その他 地域福祉センター、へき地保健福祉館、 へき地保育所・季節保育所、盲人ホーム 等</p>
<p>身体障害者社会参加支援施設 身体障害者福祉センター 補装具製作施設 視聴覚障害者情報提供施設 障害者支援施設等 障害者支援施設 障害者福祉サービス事業のうち、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、共同生活援助を行う施設 地域活動支援センター 福祉ホーム</p>	<p>婦人保護施設 婦人保護施設</p>